

※5月14日の主要な変更点の解説

変更点1:「発熱(平熱より高い体温、あるいは体温が37.5℃以上を目安とする。)」について

➤ 今回の改正は、5月8日に厚労省が帰国者・接触者センターへの相談目安を変更したことを受けたものであります。「37.5℃」が独り歩きしたことから政府ではこの目安を外す決定がされましたが、

健診現場では「平熱より高い体温」だけでは混乱を招くため、具体的数字があったほうが良いとし「37.5℃以上」を残しています。

もちろん目安ですから、例えば平熱が35.9℃の方が37.4℃であったという場合は受診を遠慮願うという判断になるかもしれません。機械的に37.5℃で仕分けしているわけではないということを意思統一したいと思います。

変更点2:「過去2週間以内に37.5度以上の発熱(平熱より高い体体温、あるいは体温が37.5℃以上を目安とする。)のあった方」について

➤これまで本学会では過去1週間以内の発熱があった場合は受診を控えて頂くことを推奨していましたが、厚労省の軽症者の宿泊療養又は自宅療養解除基準(令和2年4月2日)を目安に、2週間としました。

変更点3:・健診施設の受診環境確保の項「室内の換気は、1時間に2回以上定期的に窓やドアを開けるなどして行います(ただし、機械式換気装置が稼働し、十分な換気量が確保されている場合は除きます。)」について

➤ ビル等で健診事業をされている施設で、窓を開けることが出来ない場合における換気の基準を追記しました。なお、十分な換気については、厚労省「商業施設等における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について」を参考にしてください。